

## ベースアップ支援加算処遇改善について

令和 6 年 4 月 1 日 社会福祉法人 楽友会

令和 6 年 6 月 1 日更新

特別養護老人ホーム白楽荘及びデイサービスセンターに勤務する職員に対し、令和 4 年 9 月から実施していたベースアップ支援加算処遇改善について、令和 6 年 6 月に制度改正がなされることが決定し、ベースアップ支援加算については廃止されます。制度変更により処遇改善加算は一本化されますが、本ベースアップ支援加算処遇改善にかかる支給方法を即時的に変更させることは影響も大きいことから、社会情勢を鑑みて一定期間の移行期間を設けその間、旧ベースアップ支援加算処遇改善分としてみなし計算方法を策定し廃止前と大きく変動がないように支給を同じように行うものとしたします。

なお移行期間については、新処遇改善加算制度のもと当法人の人事制度とのバランス調整を行い、また社会情勢を鑑みたくえで決定するものとし、終了する際には当該職員に説明を行います。

令和 4 年 2 月～（処遇改善補助金扱い）運用開始

令和 4 年 1 0 月～（ベースアップ支援加算扱い）補助金の運用と同様継続（管理職を除き支給）

令和 6 年 8 月～（令和 6 年 6 月分から旧ベースアップ加算みなし計算の開始）

対象となる各事業所の昨年度および今年度実績に応じ、毎月定額（年度内原則同一額）を定め社会保険料分を差し引き、その差額を毎月 1 日付にて在籍している対象職員で分配を行う。

計算方法は、毎月既定の試算シートに基づき行う

支給対象職員は以下のとおり

- ・介護職員 試算シートによる計算 月額約 8,000 円～9,000 円の見込

※旧制度における政府推奨額 9,000 円

- ・その他職員 試算シートによる計算 上記介護職員の月額約 50%程度

- ・非常勤介護職員週 20 時間以上 月額 3,000 円

- ・非常勤介護職員週 20 時間未満 月額 2,000 円

- ・非常勤その他職員週 20 時間以上 月額 2,000 円

※その他職員：相談員・機能訓練・栄養・看護師・事務職員